日刊

発 行 東京都

する。

東京都交通局公印規程

(昭和二十七年交通局規程第二十号)の一部を次のように改正

東京都交通局長

内

藤

淳

東京都交通局公印規程の一部を改正する規程

別記第二号様式及び第三号様式中「圄」及び「魯」を削る。

目 次

119

規 程 交

東 報 ○東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関 ○東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程……………… ○東京都交通局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程………………

○東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程及び東京 都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正

○東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程及び東京都交 通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程 ······· 六

程 交

規

●交通局規程第八十三号

東京都交通局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

1

●交通局規程第八十四号

この規程は、

公布の日から施行する。

則

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める

令和二年十月三十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局文書管理規程の一部を改正する規程

改正する。 東京都交通局文書管理規程 (平成十一年交通局規程第九十七号) の一部を次のように

様式又は第五号様式)」を削る。

第十六条中「あっては、」の下に「総務部長が別に定める」を加え、

(別記第四号

൛ᄓ

 \equiv

 \equiv

三

いて、庁外に発信する公文書(以下「庁外文書」という。)の発信者」に改め、 第二十条第一項中「庁外へ発送する公文書」を「決定された事案を施行する場合にお 同項に

次のただし書を加える。

Ħ.

を用いる必要がない場合は、この限りでない。 ただし、公文書の性質又は内容により特に必要がある場合又は軽易な事案で局長名

第二十条第二項中「、局内文書その他の公文書」を「及び庁内文書」に改め、 部名、課名又は事業所名」を削り、 同条第三項中「前項」を 「第二項」に改め、 \neg 同 局

項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

名、

3 局名、 前二項の規定にかかわらず、法令等に定めのあるとき又は特に必要のあるときは、 部名、課名又は事業所名を用いることができる。

第三十二条第四項中「場合」 の 下 に 一 (法令等の定めにより公印の押印を要する場合 を除く。)」を加え、)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 庁外文書のうち、国、 同項第二号中「庁外文書」の下に「(前号に該当するものを除 地方公共団体、都が設立した地方独立行政法人(地方独立

をいう。)又は条例第十六条第一項に規定する出資等法人に対し発信する公文書 行政法人法(平成十五年法律第百八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

(重要なものを除く。)

別記第一号様式中「鳰強田」を「鳰強地」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

第二号様式 削除

別記第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第四号様式及び第五号様式 削除

附 則

報

この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第八十五号

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東

京

都

公

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程

改正する。 東京都交通局職員服務規程(昭和五十年交通局規程第二十六号)の一部を次のように

第五条の三第三項中「ときは」の下に「、局長が別に定めるところにより」を加え、

「あらかじめ届け出た印をもつて自ら押印」を「自ら出勤の表示を」に改める。

別記第二号様式を次のように改める

東京都交通局長

骤

職員番号

里

凝 務名

珙

下記のとおり、

しましたので、お届けします。

삡

紛失又は破損した場所及び年月日

紛失又は破損の理由

(日本産業規格 A 列 4 番)

第2号様式 (第5条関係)

骤 K 1 7, 浴 铍 失 損 匣

併

Ш

別記第三号様式中「⑮」を削る。 則

この規程は、 公布の日から施行する。

交通局規程第八十六号

東京都交通局出勤記録等整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局出勤記録等整理規程(平成三年交通局規程第十一号)の一部を次のよう 東京都交通局出勤記録等整理規程の一部を改正する規程

に改正する。

「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする 第六条第一項中「押印」を「出勤の表示」に改め、同条第二項を削り、 同条第三項中

別表十の項中「押印」を「出勤の表示」に改める。

則

この規程は、 公布の日から施行する。

●交通局規程第八十七号

東京都交通局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め

令和二年十月三十日

東京都交通局長 内 藤

淳

東京都交通局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員の職務発明等に関する規程(平成十五年交通局規程第三号) の一部

を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「⑮」を削る。

別記第三号様式中「圕」及び「圕」を削る。

別記第四号様式中「⊕」を削る。

3

別記第五号様式中 「国」を削る。

別記第六号様式中「⑮」を削る。

別記第七号様式中「圓」を削る。

別記第八号様式中「⑮」を削る。

則

この規程は、公布の日から施行する。

●交通局規程第八十八号

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め

る

令和二年十月三十日

淳

東京都交通局長

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程 (昭和三十三年交通局規程第十四号)

0)

一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「田名田」を「田名」に、

	製 穴名	年 月 日		つた認所する。	する規程第7条に規定する扶養親族と	東京都交通局企業職員の給料等に関	
		黜					
	!. :	加煤					
		課長代理	取扱	伞		牟	
		盆	呲	油		Ħ	
			維				
			認品	ш		щ	
			-	対給	Ç,	受理	
_							
	を						

船料等に関する規程第7条に規定する扶養親族として認定する。 日 職 氏名	日 受理 台科等に関する寿 日	年 月 東京都交通局企業職員の3 年 月
---	-----------------------	----------------------------

別記第二号様式中「凩柗田」を「凩柗」に、

改め、 注1として次のように加える。 同様式中注5を注6とし、 注1から注4までを注2から注5までとし、 同様式に

局長の認定に当たつては、事前に所属課長及び課長代理が記入内容の確認

程第7条に規定する扶養親族が異動したこと を認定する。 職民名 東京都交通局企業職員の給料等に関する規 併 闰 Ш (2) 鰥 畑 贬 併 併 扱 課展代題 沝 Ш 雛 羅 Щ Щ 躞 জ , A 끔 松 政理 を

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程第7条に規定する扶養親族が異動したことを認

併

闰

Щ

改め、 注1として次のように加える。 同様式中注5を注6とし、 注1から注4までを注2から注5までとし、 同様式に

局長の認定に当たつては、事前に所属課長及び課長代理が記入内容の確認

を行うこと。

积松

別記第五号様式中

끔 を

双络

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱い

に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規

別記第一号様式及び第二号様式中「圕」を削る。

(昭和六十一年交通局規程第四十一号)の一部を次のように改正する

程

別記第三号様式裏中「ED」を削る

別記第四号様式から第七号様式までの規定中「圕」を削る。

この規程は、 公布の日から施行する。

2 1

この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局職員に対する児童手当

貯属 上記のとおり確認する。 灩 觓 併 併 票代理 Ш Ш Щ ш 受理 担当 上記のとおり確認する。 所属長職氏名 併 併 回 Ш 囯 Щ Ш Щ やの技術 なの技給 프

12

を

改め、 同様式に備考として次のように加える。

この届けの記入内容について、所属課長及び課長代理が確認を行うこと。

則

大瀬

この規程は、公布の日から施行する

●交通局規程第八十九号

に

程の一部を改正する規程を次のように定める。 東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規

令和二年十月三十日

内 淳

東京都交通局長

5

別記第二号様式中

氏名

に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程別記第三号様式による用紙で、現

●交通局規程第九十号

を改正する規程を次のように定める。局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程の一部東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程及び東京都交通

令和二年十月三十日

東京都交通局長 内 藤

淳

東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程及び

部を改正する規程の一部を改正する規程東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一

十三年東京都交通局規程第六十一号)の一部を次のように改正する。第一条 東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程(昭和四

別記第一号様式中

	THE STATE OF THE S	- Hi	1	P;	 ※	$\overline{}$
世·(1/10/4 中華	氏名	請求者の住所		を支給する。	の補償	
		住刑		· ·		
					巺	
					Ħ.	
					课長代理	労
		1			古	
					Γ÷	靊
					給与担当者	灩
					4:	/
	7	ż			亩	
					L÷	
					ŢŹ	
				ー る り		
_		_				_

請求年月日 請求者の住所

を

_	
請求者の住所 氏名	次の補償費を支給する。
7,	栗
	加太
	第長代理
	運 上:
<u></u>	浴
を	4:
	L÷
	774
	」 を 削 り

| 選技がの住所 | に改め、「国」を削る。 | 「大名 | に改め、「国」を削る。

別記附則第一号様式中改正する規程(昭和五十三年東京都交通局規程第九号)の一部を次のように改正する。第二条 東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を

	を支給する。	次の補償費			
		栗			
		्रिष			
		課長代理	労		
		担当	働		
		1 給与	栗		
		担业			
		ΉĀ.			
を削り、					

氏 名	請求者の任所	請求年月日
	に改め、	

に改め、「圕」を削る。

ことができる。

第一

附 則

この規程は、 公布の日から施行する。

1

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局企業職員の公務災害補

に限る。)による用紙で、 償等に伴う付加給付に関する規程及び東京都交通局企業職員の公務災害補償等に伴う 付加給付に関する規程の一 現に残存するものは、 部を改正する規程の様式(この規程により改正されるもの 所要の修正を加えて、なお使用する

> 2 1

●交通局規程第九十一号

る規程を次のように定める。 員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正す 東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程及び東京都交通局職

令和二年十月三十日

東京都交通局長 内 淳

東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程及び東京

都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の一部を改正

する規程の一部を改正する規程

第一 年交通局規程第六十七号) 条 東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程 の一部を次のように改正する。 (昭和四十六

別記第一号様式中「靈」 及び 「町」を削る。

別記第二号様式中「雪」 を削る。

別記第三号様式中「靈」 及び「雪」を削る。

別記第四号様式中「あて」を「滔イ」に、 一种 Д

日本け」に改め、 「国」を削る。

Д 田子」を

一年

Д

田付け」に改め、

田子」を

Д

別記第五号様式中「弁

一条 東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の一部を改正

(昭和五十三年東京都交通局規程第十号)

の一部を次のように改正する。

附則別記第二号様式中「冷海」及び 附則別記第一号様式中 「璺」を削る

を削る。

この規程は、 則 公布の日から施行する。

う見舞金の支給に関する規程及び東京都交通局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給 ができる。 る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用すること に関する規程の一部を改正する規程の様式(この規程により改正されるものに限 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局職員の公務災害等に伴

行 発 |電話 ○三(五三二一) | 一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東 郵便番号 定 価 一箇月 本号 三〇円

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 美 印 刷 株 式 会 社

郵便番号